

様式第二号の十三 (第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 26 日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒290-8585

住 所 千葉県市原市八幡海岸通12

氏 名 工場長 井上 唯之

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0436-41-4115

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	D I C株式会社 千葉工場
事業場の所在地	市原市八幡海岸通12
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	大分類：製造業、中分類：化学工業
② 事業の規模	前年度の製造品出荷額：324億円
③ 従業員数	約870人 (D I C：約770人、常勤関係会社：約100人)

④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

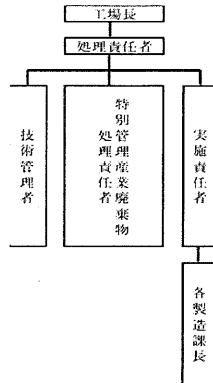
アルキド樹脂製造工程

その他の工程は別紙「工程図」を参照ください。

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物ステーション設置により、分別方法を明確化。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現行分別方法の維持と徹底。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用を行っていない。	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	行う予定もない。	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特別管理産業廃棄物の埋立処分を自ら行っていない。	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	行う予定もない。	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

循環保存用だけど
修正箇所あり

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	646.6	t
	(今後実施する予定の取組等) 実務関係者に対する教育によって、円滑な廃棄物処理運用の維持。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙 (1/2)

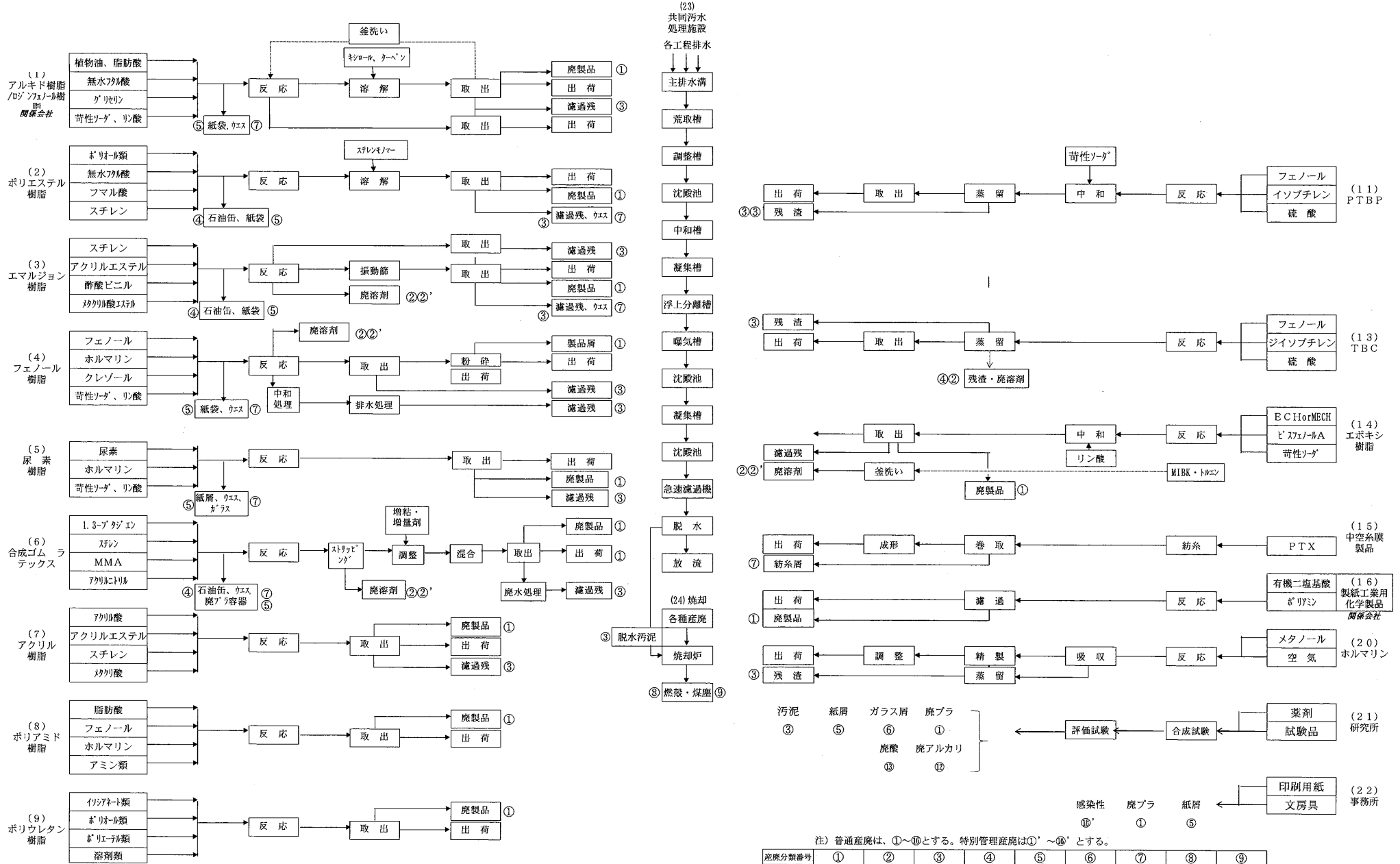
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
【前年度(令和4年度)実績】									
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん(有害)	汚泥(有害)	特定有害産業廃棄物(PCB汚染物質)	廃アルカリ(強アルカリ)	廃酸(強酸)	廃油(引火性)	廃油(有害)	特管合計
	(これまでに実施した取組)		83.78	0.00088	7.9	0.000505	0.00987	547.77331	0.0025
	溶融固化可能な再生利用業者への全処理委託。		製造・研究の効率化による排出量の抑制。	特になし	製造・研究の効率化による排出量の抑制。			特になし。	
【目標】									
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん(有害)	汚泥(有害)	特定有害産業廃棄物(PCB汚染物質)	廃アルカリ(強アルカリ)	廃酸(強酸)	廃油(引火性)	廃油(有害)	特管合計
	排出量(単位:t)	80	0	7.5	0	0	520	0	607.4
	(今後実施する予定の取組)	同上							

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項										
【前年度(令和4年度)実績】										
①現状	産業廃棄物の種類	ばいじん(有害)	汚泥(有害)	特定有害産業廃棄物(PCB汚染物質)	廃アルカリ(強アルカリ)	廃酸(強酸)	廃油(引火性)	廃油(有害)	特管合計	
		自ら熱回収を行った産業廃棄物の量(単位:t)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.0	0.0	8.0
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量(単位:t)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.3	0.0	7.3	
	(これまでに実施した取組)	中間処理を実施していないので、特になし。					産業廃棄物焼却施設での、事業所内発生産業廃棄物の燃焼処理実施。	中間処理を実施していないので、特になし。		
【目標】										
②計画	産業廃棄物の種類	ばいじん(有害)	汚泥(有害)	特定有害産業廃棄物(PCB汚染物質)	廃アルカリ(強アルカリ)	廃酸(強酸)	廃油(引火性)	廃油(有害)	特管合計	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量(単位:t)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.6	0.0	7.6	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量(単位:t)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.9	0.0	6.9	
	(今後実施する予定の取組)	同上					同上	同上		

別紙 (2/2)

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
【前年度(令和4年度)実績】									
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん(有害)	汚泥(有害)	特定有害産業廃棄物(PCB汚染物質)	廃アルカリ(強アルカリ)	廃酸(強酸)	廃油(引火性)	廃油(有害)	特管合計
		全処理委託量(単位:t)	83.78	0.00088	7.9	0.000505	0.00987	540.4	0.0025
	優良認定処理業者への処理委託量(単位:t)	83.78	0.0	0.0	0.0	0.0	368.4	0.0	442.2
	再生利用業者への処理委託量(単位:t)	83.78	0.0	7.9	0.0	0.0	348.8	0.0	440.4
	熱回収認定業者への処理委託量(単位:t)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	191.7	0.0	191.7
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(単位:t)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(これまでに実施した取組)	適正な処理委託の維持継続・強化							
【目標】									
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん(有害)	汚泥(有害)	特定有害産業廃棄物(PCB汚染物質)	廃アルカリ(強アルカリ)	廃酸(強酸)	廃油(引火性)	廃油(有害)	特管合計
	全処理委託量(単位:t)	80	0.0	7.5	0.0	0.0	513.4	0.0	600.9
	優良認定処理業者への処理委託量(単位:t)	80	0.0	0.0	0.0	0.0	340.5	0.0	420.5
	再生利用業者への処理委託量(単位:t)	80	0.0	7.5	0.0	0.0	331.3	0.0	418.8
	熱回収認定業者への処理委託量(単位:t)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	182.1	0.0	182.1
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(単位:t)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(今後実施する予定の取組)	同上							

製造業
4. 製造工程図



注1. 製造品目、廃棄物の種類毎に工程図を記入すること。
注2. 発生する廃棄物に番号をつけ、5. 及び6. の廃棄物の番号と連動させること

注) 普通産廃は、①～⑩とする。特別管理産廃は⑪～⑱とする。

産廃分類番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	廃プラ・廃製品	廃溶剤・廃油	濾過残渣・汚泥・脱水汚泥・残渣	金属屑・金属屑・炭屑	紙屑	ガラス屑	繊維屑	燃殻	煤屑
産廃分類番号	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
	廃石棉	コカークラウ	廃アルカリ	廃酸	保温屑	陶磁屑	木屑	感染性	